

令和3年12月20日
高齢福祉部介護保険課

高額介護サービス費等の算定誤りに対する対応及び他の事業への影響について

1 主旨

令和3年11月11日に本委員会に報告した高額介護サービス費等の算定誤り（※注1）について、同日以後の対応及び他事業への影響について、報告する。

（※注1）高額介護サービス費等の算定について公費対象本人負担額がある利用者の利用者負担額の算出方法に誤りがあり、高額介護サービス費等を過少支給していた。

2 追加支給対象

（1）追加支給期間

令和元年10月利用分～令和3年7月利用分

※時効2年（介護保険法第200条）

（2）世帯数、人数及び金額

延べ2,008世帯（延べ2,468人）、3,679,978円（令和3年12月16日時点）

※追加支給期間の介護サービス等に係る請求が取り下げられることや追加されることがあるため、人数及び金額に変動が生じる。

3 対応

（1）令和3年11月22日に令和3年8月利用（11月支給）分について、手計算にて正しい金額を算出した上で支給した。

（2）同年11月26日に令和元年11月利用の実績がある対象者について、お詫びと消滅時効の進行を中断する内容の通知を郵送した。

（3）システム改修に向けて、担当所管課及びベンダーと改修内容の確認及び年度内の改修に向けての協議をした。

（4）影響の及ぶ他事業の所管課及び関係組織と情報共有及び追加支給等に向けた手順を確認した。

（5）追加支給対象分については、手計算し支給する。

4 他の事業への影響

（1）高額医療合算介護サービス費等及び高額介護合算療養費

①制度概要

介護保険と医療保険の両方を利用し、1年間の自己負担額の合計額が負担限度額を超えた方を対象に支給するものである。それぞれの保険の自己負担額に応じて按分し、介護保険から給付するものを高額医療合算介護サービス費等といい、医療保険から給付するものを高額介護合算療養費という。

②追加支給対象

ア 追加支給期間

平成30年8月利用分～令和2年7月利用分

※1 時効2年（介護保険法第200条、国民健康保険法第110条、高齢者の医療の確保に関する法律第160条）

※2 毎年2月に前年度分（前々年8月利用分から前年7月利用分）の申請勧奨を行っているため、平成30年度分の追加支給対象者の時効消滅は令和4年2月となる。

イ 世帯数、人数及び金額（後期高齢者医療の被保険者）

高額医療合算介護サービス費等	高額介護合算療養費
延べ90世帯（延べ115人）	延べ90世帯（延べ128人）
490,035円	349,082円

※人数・金額は令和3年12月16日時点において高齢福祉部介護保険課で確認することができるデータに基づく試算である。正確な人数、金額は東京都後期高齢者医療広域連合及び東京都国民健康保険団体連合会による計算を経て確定する。

ウ 世帯数、人数及び金額（国民健康保険の被保険者）

高額医療合算介護サービス費等	高額介護合算療養費
延べ6世帯（延べ6人）	延べ8世帯（延べ8人）
67,436円	43,100円

③対応

ア 後期高齢者医療の被保険者

令和4年2月から対象者に対しお詫びと追加支給を行う。

イ 国民健康保険の被保険者

令和4年1月に対象者に対しお詫びと追加支給を行う。

(2) 高額障害福祉サービス費等給付費

①制度概要

障害福祉サービス等（介護保険サービスを含む）を併給して利用している又は同一世帯に利用者が複数いる場合で、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準を超えた場合に、申請によりその基準を超えた分を支給する制度である。

②追加支給対象

ア 追加支給対象期間

平成28年8月利用分～令和3年4月利用分

※1 時効5年（地方自治法第236条）

※2 申請書の送付等の時効中断事由がある対象者については、追加支給対象期間の始期が平成28年7月利用分以前となる。

イ 世帯数、人数及び金額

延べ79世帯（延べ79人）、105,170円

③対応

令和4年1月以降、お詫び、消滅時効の進行を中断する内容の通知及び申請書を郵送し申請書が返送され次第、速やかに支給する。

※ 令和3年12月末で消滅時効に到達される方には、お詫び、消滅時効の進行を中断する内容の通知をすでに発送済み。

5 再発防止策

高額介護サービス費と算定方法が類似するサービス（特定入所者介護サービス費等）について、早急に実務（システム）と法的根拠を照合し、誤りがないか再確認を進めている。

また、今回の件を踏まえ、今後の改修に当たっては、変更点の分析と、既存システムへの影響の確認を更に徹底していく。

6 高額介護サービス費等の追加支給に係る今後のスケジュール（予定）

令和3年12月	令和元年10月利用分から令和2年3月利用分の追加支給対象者に追加の支給を行う。（事前にお詫びと支給金額等の内訳についての通知を送付。以下同じ）
令和4年 1月	令和2年4月利用分から令和2年9月利用分の追加支給対象者に追加の支給を行う。
2月	令和2年10月利用分から令和3年3月利用分の追加支給対象者に追加の支給を行う。
3月	令和3年4月利用分から令和3年7月利用分の追加支給対象者に追加の支給を行う。